

## 社会福祉法人白糠町社会福祉協議会 役員報酬等支給規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人白糠町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の役員の報酬及び費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (役員)

第2条 この規程における役員とは、理事、監事、評議員をいう。

### (報酬等)

第3条 役員のうち常勤の役員（以下「常務理事」という。）には、月額 180,000 円の報酬を支給する。

2 新たに常務理事となった者には、理事となった日、又は勤務した日の属する月から報酬を支給する。

3 常務理事を退職したときは、退職した日の属する月まで報酬を支給する。

4 常務理事が死亡したときは、死亡した日の属する月まで報酬を支給する。

5 報酬は、その月分を本会職員の給与の支給日に支給し、該当する源泉所得税、住民税、社会保険料等の負担分を控除できるものとする。

6 常務理事の賞与及び退職手当並びに常務理事以外の役員報酬は支給しない。

### (常務理事の勤務)

第4条 常務理事は、正規職員の勤務時間の4分の3を勤務する。

### (費用弁償の支給)

第5条 役員が会務に従事し、特に旅行させる必要があると認めた場合には、費用弁償を支給する。

2 費用弁償の支給方法については、旅費等支給規程による。

3 町内及び釧路総合振興局管内の費用弁償は、次表の車賃及び日当を現金支給する。

車賃	社用車以外の車両 1 kmにつき 37 円
日当（1日）	1,000 円

### (委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、旅費に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

2 この規程の施行により、社会福祉法人白糠町社会福祉協議会役員報酬及び役員等の旅費に関する規程（昭和46年4月1日施行）は、廃止する。

### (経過措置)

3 この規程施行の際、現にこの規程による廃止前の社会福祉法人白糠町社会福祉協議会役員報酬及び役員等の旅費に関する規程（昭和46年4月1日施行）の報酬等については、なお従前の例による。